

# 平成23年度事業計画

## 基本方針

日本経済は、企業収益は改善するとともに設備投資、輸出、生産をはじめ、景気は持ち直しに向けた動きが見られ、足踏み状態を脱しつつあるが、依然として厳しい状況にある。

こうした経済状況の中にあって、依然としてボイラー等の設置台数の減少により、検査基数が減少し続けるとともに、小型ボイラーの検定基数が大幅に減少しているところであり、厳しい状況が当面続くものと考えられる。

このような状況のなか、厚生労働省が定めた第11次の「労働災害防止計画」の4年度目であるが、平成22年度は人的被害はなかったが、個別検定を受けていなかった入浴施設の小型ボイラーが爆発し、缶体が100m飛翔するという重篤な災害が発生したところであり、ボイラー、圧力容器等に係る安全確保が重要な課題となっている。

地球温暖化対策については、京都議定書の目標達成の約束期間の4年度目を迎えるとともに、温室効果ガスの排出量の削減数値を盛り込んだ地球温暖化対策基本法の制定を政府が目指しており、地球温暖化対策の充実が求められている。

また、改正省エネルギー法の施行により、企業単位でのエネルギー管理義務が導入されるとともにエネルギーの年間使用量が一定以上の企業はそのエネルギー使用量を国に届けなければならないこととなるなど、省エネルギーのための取り組みの強化が求められている。

これらの状況に対応するため、協会においては、ボイラー等の安全の確保、地球温暖化の防止や省エネルギーへの貢献を念頭において業務を推進することとする。

なお、特例民法法人から公益社団法人への移行認定の申請を平成21年11月に

行ったところであるが、特例民法法人を取巻く環境が大きく変化していることから一般社団法人への移行についての検討も行うこととする。

さらに、厳しい収支状況に対応するため、「収支改善の取組み方針」に基づき着実に収支の改善に努めることとする。

## 1. 調査・研究の推進

技術委員会を中心に、技術動向を踏まえ、ボイラー等の安全の確保、地球温暖化の防止、省エネルギー等のための技術基準や使用法等に関する審議課題について関連学会等と連携をとりながら、計画的かつ、効率的に調査・研究活動を行う。

調査・研究の成果については、必要に応じ協会の自主基準として制定するとともに、機関誌への掲載、大会、技術講習会等の開催等により、広く会員等に普及を図る。

陸用鋼製ボイラーの構造及び安全弁の吹出し係数の測定方法にかかる JIS 規格の見直しを行うため常設委員会及び特別委員会において検討する。

ボイラー等に関する「リスクアセスメント」の実施を進めるため、専門家を交えて事例を検討する。

技術委員会相互の連絡調整及び情報交換を行うため、委員長会議を開催する。

### イ 常設委員会

①ボイラー構造委員会、②圧力容器構造委員会、③溶接委員会、④自動制御委員会、⑤燃焼委員会、⑥水管理委員会、⑦取扱い委員会、⑧地震対策委員会、⑨省エネルギー委員会、⑩附属品委員会

### ロ 特別委員会

JISB8225「安全弁—吹出し係数測定方法」改正原案作成委員会（日本規格協会との共同事業）

JISB8201「陸用鋼製ボイラー構造」改正原案作成委員会（日本規格協会との共同事業）（予定）

## 2 広報・周知活動等の強化

### (1) 機関誌等の発行

機関誌「ボイラ・ニュース」及び「ボイラ研究」については、ボイラー等の技術動向、関係行政施策の動向等を適宜、会員等に提供するため、引き続き内容の充実に努める。

・機関誌「ボイラ・ニュース」（毎月）、「ボイラ研究」（偶数月）の発行  
ボイラー年鑑については、技術委員会の活用等により「最近におけるボイラーの歩み」等の内容の充実を図る。

### (2) ボイラーデー及び各種大会の実施

ボイラーデー、全日本ボイラー大会、全国工作責任者大会及び全日本ボイラー溶接士コンクールを実施し、これらの行事を通じてボイラー・圧力容器の安全の確保、地球温暖化の防止、省エネルギー等についての意識の高揚及び知識の普及を図る。

行事等の実施計画は次のとおり。

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| イ | ボイラーデー                | 平成 23 年 11 月 8 日(火)                           |
| ロ | 第 49 回全日本ボイラー大会       | 平成 23 年 11 月 18 日(金)<br>東京都（ベルサール神田）          |
| ハ | 第 61 回全国工作責任者大会       | 平成 23 年 6 月 3 日(金)<br>神戸市（神戸メリケンパークオリエンタルホテル） |
| ニ | 第 41 回全日本ボイラー溶接士コンクール | 平成 23 年 7 月 7 日(木) ～ 8 日(金)<br>JBAビル          |

### (3) ホームページの活用

災害情報、技術情報等の提供、協会事業の普及を進めるために、ホームページを適宜更新するとともに、その内容の充実を図る。

## 3. 国際協力の推進

海外諸国の技術団体等との情報交換、技術交流に努めるとともに、開発途上国に対する技術指導等についても積極的に協力することとする。

## 4. 講習・教育・出版活動の推進

### (1) 本部における技術講習会等の実施

#### イ 特級ボイラー技士免許試験受験準備講習会

開催地支部等の協力の下に、特級ボイラー技士受験準備講習会を開催する。

- ① 東京 平成 23 年 7 月 19 日(火)～22 日(金)
- ② 大阪 平成 23 年 7 月 11 日(月)～14 日(木)
- ③ 福岡 平成 23 年 7 月 4 日(月)～ 7 日(木)

#### ロ 実践ボイラー教室

協会本部の実習用ボイラーを使用して、初心者を対象にした実践ボイラー教室を開催する。

- ① 平成 23 年 7 月 20 日(水)～ 22 日(金)
- ② 平成 23 年 8 月 31 日(水)～9 月 2 日(金)
- ③ 平成 24 年 2 月 8 日(水)～ 10 日(金)

#### ハ 二級ボイラー技士免許試験通信講座 通年

二級ボイラー技士免許試験通信講座については、機関誌等でPRをするとともに、二級ボイラー技士の資格取得促進用パンフレットを適宜、配布して

受講の促進を図る。

## ニ その他

小型ボイラー・小型压力容器構造規格が改正された場合には、当該改正の説明会を開催することを検討する。

### (2) 支部における登録講習等の適正な実施

登録講習等の適正な実施を引き続き推進することとし、必要な場合は、本部による個別指導を実施する。

昨年度本部が実施した「ボイラー技士のための水管理の実践」に係る技術講習会について、必要に応じ、支部においても開催する。

そのほか、支部において次の講習を計画的に実施する。

#### イ 登録講習等

- ① ボイラー取扱技能講習、② 普通一圧取扱作業主任者技能講習、③ 化学一圧取扱作業主任者技能講習、④ ボイラー実技講習、⑤ 小型ボイラー取扱特別教育

#### ロ 能力向上教育

- ① ボイラー取扱作業主任者能力向上教育、② 普通一圧取扱作業主任者能力向上教育、③ 化学一圧取扱作業主任者能力向上教育

#### ハ 安全衛生教育

ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育等

#### ニ 受験準備講習

一級・二級ボイラー技士免許試験受験準備講習

### (3) 支部における登録講習等の受講者数の拡大

他支部の好事例にも留意して、休日を含めた講習日程の検討、協会ホームペ

ージの活用、会員外への案内書の配布、学校関係者への働きかけ等により、受講者の拡大を図る。

(4) 支部における登録講習等の効率的な運営

開催方法の見直しなどにより講習会経費の削減を図る。

(5) 図書等の編集・出版

図書等の発行を計画的に行うとともに、ホームページの活用等により販売の促進を図る。

出版、発行計画は別表のとおり。

5. 検査・検定業務の適正・公正な実施

(1) 検査・検定業務の実施に当たっての基本姿勢

登録検査・検定機関として、業務規程に沿った検査・検定の徹底をはじめコンプライアンスを最優先としつつ、顧客サービスの向上、検査・検定業務の効率化に努める。

(2) 公正かつ適正な検査・検定業務の実施の確保

イ 法令、業務規程等のルールに従った検査・検定の実施を徹底する。

ロ 検査機器の活用により、検査内容の充実を図るとともに顧客の信頼の向上に資する。また、検査機器の整備を図る。

ハ 的確な監査の実施により、検査・検定の水準の確保・斉一化を図る。

(3) 検査・検定業務の円滑、効率的な実施のための基盤の整備

イ 検査・検定に係るシステムの円滑な運用を図るとともに、さらに業務のシステム化を推進する。

ロ 非常勤検査員等による業務が円滑かつ効率的に行われるための環境の整備について検討する。

ハ 検査・検定に係る技術情報等の共有化のため、そのデータベースの充実を図る。

ニ 交通事故の防止をはじめ、検査員の労働災害の防止の徹底を図る。

(4) 顧客サービス・信頼の向上

イ 顧客のニーズに対応した検査・検定計画を作成する。

ロ 検査対象機器等の変更等に対する柔軟な対応をはじめ、顧客のニーズに応じた円滑な実施を図る。

ハ ボイラー等の状況が分かるカラー写真の結果報告書への添付等顧客に有益な情報の提供に努める。

ニ 受注方式・作業完了報告等についての顧客からの要望に可能な限り対応する。

(5) 顧客事業場の確保・拡大

イ 対象事業場の把握に努めるとともに、地方公共団体等の入札情報の把握及び入札への積極的な対応を図る。

ロ 顧客の動向の把握に努め、その確保を図る。

ハ 個別検定簡素化認定及び電子媒体利用事務処理システムの普及を図る。

(6) 中長期的視点からの検討

製造時等検査、個別検定の実施体制等について中長期的視点から検討を行う。

6. 品質システム審査登録事業の拡充

(1) 新規の顧客の獲得

イ ホーム・ページの有効活用及び協会機関誌に広告を掲載するなどによって事業のPRに努め、寄せられた情報を着実にフォローする。

ロ 見積依頼企業の事業内容を確認し、認証登録が可能な事業の場合には会社

訪問等を実施する。

(2) 公平・厳正な審査の実施

イ サーベイランス及び更新審査を適正に実施する。

ロ 審査登録の申請のあった企業に対し、審査登録機関としての適正な対応を行う。

ハ 審査員のパフォーマンスに対する定期的な観察・評価を実施し、更なる力量アップを目的とした審査能力向上教育訓練を実施する。

ニ 審査登録機関としての審査、認証活動の公平性について公平性委員会で審議する。

7. 体制の整備

(1) 検査事務所の駐在事務所への円滑な移行

検査事務所の再編成に伴い、3検査事務所がいわゆる「拠点検査事務所」の駐在事務所となり検査・検定を実施することとなるが、受検事業場に対するサービスが低下することのないよう拠点検査事務所と駐在事務所が緊密に連携し、円滑な事務処理に努める。

(2) 支部体制の整備と支部活動の充実

イ 支部基盤の強化に努め会勢の充実に努めることとする。

なお、支部の統合に伴い、統合支部は会員等に対するサービスの低下など混乱が生じないよう円滑な事務処理に努める。

ロ 支部におけるボイラー大会の開催、機関紙等の発行等、支部活動の充実に図る。

なお、ボイラー相談員については、支部の実情に応じて選任し、会員事業場等から寄せられたボイラー等に関する法令解釈・技術的な問題等について

の質疑・相談に応じる。

### (3) 各種会議の開催

イ 協会の適正な運営を図るため、総会及び理事会を開催するとともに監事会を開催する。また、顧問会議を開催する。

ロ 次年度の事業の円滑な推進を図るため、全国支部事務局長会議を開催する。

また、支部間の密接な連携、協力及び登録教習機関としての円滑な業務の運営を図るため、ブロック別に支部事務局長会議を開催する。

さらに、支部事務職員の資質の向上を図るため、全国支部事務職員研修を実施する。

ハ 検査・検定業務、管理業務及び経理業務の連絡・調整を図るため、統括検査事務所長会議を開催する。

また、統括検査事務所長会議の結果の徹底及び検査事務所相互間の連絡・調整を図るため、ブロック別検査事務所長会議を開催する。

ニ 検査・検定業務の全国的な連絡調整と管理業務の適正化を図るため、全国検査事務所長会議を開催する。

ホ 検査・検定業務の円滑な推進を図るため、関係行政機関、ボイラー・圧力容器関係の機器メーカー、ユーザー、整備・据付け工事業者等との連絡会議を開催する。

### (4) 検査・検定実施体制の検討

中長期的視点から、駐在事務所化等について検討する。

### (5) 検査事務所と支部の協働等の推進

検査事務所と支部の間での仕事の共有・協力、職員の兼務等についての方策を検討する。また、中長期的課題として検査事務所と支部の統合の可能性、方向性について検討する。

(6) 東日本大震災などへの対応

事業の実施にあたっては、東日本大震災などによる影響への適切な対応に留意する。

(7) 綱紀の保持

企業の社会的責任が求められていることに配慮し、綱紀の保持を徹底する。

8. 監査・指導の充実

(1) 協会事業の一層の公正さ、適正さ、透明性を確保する必要があることから支部及び検査事務所に対する監査を実施する。

イ 支部に対し、本部による監査を実施するとともに、会計処理については、公認会計士による実地監査を実施する。

ロ 検査事務所に対し、管理業務及び経理業務については、本部による監査と併せ統括検査事務所による実地監査を実施する。

(2) 検査・検定業務については、監査技師により検査事務所に対する監査及び検査員に対する実地監査を実施する。

9. 公益法人移行認定等への対応

平成21年11月に公益社団法人への移行認定を申請しているところであるが、特例民法法人を取巻く環境が大きく変化していることから、一般社団法人への移行の可能性についての検討も行うこととする。

10 厳しい収支状況への対応

厳しい収支状況となっていることから、本部・支部及び検査事務所の体制、業務の実施方法等の見直しなど業務の一層の効率化を図る観点から、収支改善の取

組み方針に基づき着実に収支の改善に取り組むことによりその改善に努めることとする。

また、新規事業の実施について、プロジェクトチーム等により引き続き検討を行う。

( 別 表 )

平成 2 3 年度発刊予定図書等

- ① 普通第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト
- ② 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト
- ③ 特級ボイラー技士免許試験公表問題及び解答集 (平成 13 年～平成 22 年)
- ④ 平成 22 年度特級ボイラー技士免許試験公表問題及び解答
- ⑤ 二級ボイラー技士試験標準問題集
- ⑥ 二級ボイラー技士免許試験 平成 22 年後期公表問題及び解答・解説
- ⑦ 一級ボイラー技士免許試験 平成 22 年後期公表問題及び解答・解説
- ⑧ ボイラー溶接士免許試験 平成 22 年公表問題及び解答解説
- ⑨ 二級ボイラー技士免許試験 平成 23 年前期公表問題及び解答・解説
- ⑩ 一級ボイラー技士免許試験 平成 23 年前期公表問題及び解答・解説
- ⑪ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ⑫ ボイラー及び圧力容器安全規則の解説
- ⑬ ボイラー構造規格一改正規格及び関係通達※
- ⑭ 圧力容器構造規格一改正規格及び関係通達※
- ⑮ ボイラー構造規格の解説※
- ⑯ 圧力容器構造規格の解説※
- ⑰ ボイラー定期自主検査指針の解説
- ⑱ 第一種圧力容器定期自主検査基準の解説

※印は、小型ボイラー、小型圧力容器関係の構造規格が改正された場合。